# 些語保護のしおり

## そうだん しんせい かた **相談・申請をされる方のために >**

知っていただきたいことや手続きについて 書いてありますので 必ず読んでください

1	tungo g こ 生活保護とは	N( <b>4</b> )	•			( <b>•</b> )	( <b>•</b> ))			P 1
2	生活保護の開始までの流れ	(( <b>.</b>	•	•		( <b>•</b> )	•		•	P 2
3	せいかつほ ご しゅるい 生活保護の種類としくみ	(:•:	٠			•	( <b>•</b> )		•:	Р3
4	tlibolg こ っ かた けんり 生活保護を受ける方の権利			*	¥	•	( <b>•</b> )(	•	•	P 4
5	世いかつほ こ っ っ かた ぎ む 生活保護を受ける方の義務	(4)	٠	*		(*)	:•0	•	(( <b>a</b> );	P 5
6	ほ ご ひ    ひょうへんかん ひょうちょうしゅう はっそく 保護費の費用返還と費用徴 収・罰則	( <b>)</b>			•	•	•		(( <b>•</b> :	P 7



あきなわけんちゅうぶふくしじむしょ せいかつほ ごはん 沖縄県中部福祉事務所 生活保護班

〒904-2155 沖縄市美原1丁目6番28号

電話 098-938-9709

FAX 098-938-9789

#### せいかつ ほ ご ●生活保護とは●

生活保護は、生活に困っている国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障し、 にはきらいでは、生活に困っている国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障し、 将来に向けて自立した生活が送れるよう支援することを目的として、国が日本国憲法 第25条や生活保護法にもとづいて行うものです。

生活保護は、世帯員が生活をささえるために努力をしても生活できないときに受けることができます。

そのためには次の①~③の要件を満たさなければなりません。また、④については、生活保護に優先して活用するよう努めてください。

#### かどうのうりょく かっょう 稼働能力の活用

世帯の中で働ける人は、能力に応じて働いて収入を得てください。 でようき しょうがい た りゅう はたら ひと かだいかいけつ りょうようせんねん ただし、病気や障害、その他の理由で働けない人は、その課題解決(療養専念や就労支援)を優先とします。

#### ② **資産の活用**

りょう しきん せいかつひじゅひんいがい ふとうきん よちょきん じとうしゃ せいめいほけん 利用できる資産 (生活必需品以外の不動産、預貯金、自動車、生命保険、 書きんぞく せんばくとう 貴金属、船舶等) はすべて生活費に充ててください。

東本海、加加寺/169/ハビエ/ロ真にんじて、たこの18 じゅうきょよう ふどうさん げんそく ほゆう みと こべつ じじょう ※ なお、住居用の不動産は原則として保有が認められます。また、個別の事情 じどうしゃ はいめいほけん がくしほけん ほゆう みと はあい により、自動車、オートバイ、生命保険、学資保険の保有が認められる場合が ありますので、ご相談ください。

#### ③ 他法他施策の活用

生いけつほごほういがい ほうりつ せいど しえん う 生活保護法以外の法律、制度などで支援が受けられるものはすべて活用して ねんきん てあて しつぎょうきゅうふきん しょうびょうてあてきん ろうどうしゃさいがいほしょうきん ください。(年金、手当、失業給付金、傷病手当金、労働者災害補償金など)

### ④ 扶養義務者からの援助

夫婦、親子 (離婚後の子の父、母も含む)、兄弟姉妹などから援助を受けることができる場合は受けてください。

なお、DV(家庭内暴力)や虐待など特別な事情がある場合には、親族への まする。 調査を見合わせることもあるので、事前にご相談ください。

## せいかつほ ご かいし 生活保護の開始までの流れ●

さまざまな理由で、生活が成り立たなくなってしまうことがあります。 そんなときには、福祉事務所にご相談ください。生活保護の受給が始まる までには、以下の手続きになります。

①相談

すまいの地域の福祉事務所 又は町村役場生活保護 たんとうか そうだん 担当課にご相談ください。

しんせい ② 申請

せいかつほ こ う かた いんせいしょ ていしゅつ 生活保護を受けたい方は、申請書を提出してください。

③調査

世間かつ しきん じょうきょう ちょうさ せいかつほ ご じゅきゅう 生活や資産の状況などを調査し、生活保護が受給でき るかどうか審査します。

④ 受給開始

生活保護が決定したら、保護費の支給が始まります。また、 ケースワーカーによる支援が開始されるため、定期的な 

#### ①相談



生活や資産の「状況、ご親族との交流状況などを確認させていただきま す。プライベートな部分もあるため、お話は可能な範囲で構いません。業所だ けではなく、電話での相談もできます。

#### ② 単請



本人の意思で単いすることが必要です。ただし、何らかの事情で本人が単い できないときは、親族などが代理で申請することもできます。

Lington とtox ちょうさ ひつよう しょるい しさんじょうきょう かくにん 申請に伴い、調査に必要な書類や資産状況が確認できる資料などを求める ことがあります。

#### ③ 調査



5ょうき なか かとうのうりょく しきん たほう たせきく かつようじょうきょう ふょう 調査の中で、① 稼働能力、② 資産、③ 他法他施策の活用 状況、④ 扶養 まむしゃ えんじょ かくにん かくにん まる かくにん まっか せいかつひ じゅうきょひ いりょうひ さいていせいかつひ せたい しゅうにゅう ひかく その結果、生活費、住居費、医療費などの最低生活費と世帯の 収入を比較

し、収入が最低生活費に足りない場合、生活保護が受けられます。

#### 【結果通知】

申請した自から原則として 14百以内 (特別な事情で調査に時間を要する場合) には影覧で30筒以内) に監禁保護が受給できるかどうかの結果が通知されま す。

## ●生活保護の種類としくみ●

### 1. 保護の種類

せいかつほこ つぎ ふじょ とと で しんせい ひつよう あう 生活保護には、次の9つの扶助があり、届け出や申請により必要に応じてふじょ っ 扶助を受けることができます。

## 世にかつふじょ

せいかつ いとな 生活を営むための食費や こうねつすいひとう ひょう 光熱水費等の費用



#### かいごあじょ **⑤介護扶助**(指定介護機関)

介護サービスの ための費用



## じゅうたくふじょ

やちん ちだい 家賃、地代のための費用 かおくほしゅうひ てんきょ さい (家屋補修費・転居の際の しききん ふく 敷金を含みます。)



### しゅっさんふじょ 6出産扶助

お産のための費用



## \*\*・ういく ふじょ 3 教育扶助

ぎ むきょういく ひょう 義務教育のための費用



## で生業扶助

しごと はじ 仕事を始めるときや しかく ひょう 資格をとるための費用

こうこうとうしゅうがくひ・高校等就学費



## ④医療扶助 (指定医療機関)

びょうきちりょう ひょう 病気治療のための費用 ちりょうざいりょう いそうひ (治療材料・移送費・ じゅうとうせいふく ふく 柔 道整復を含みます。)



## きっさいかしょ

そうしき ひょう お葬式のための費用 そうぎ おこな かた しんせい (葬儀を行う方の申請がひつよう 必要です。)



## 9一時扶助

いちじてき じゅょう ひょう ひふくひ かみ しんせいじひふくひ など かくじゅうきひ 一時的な需要のための費用(被服費(紙おむつ・新生児被服費等)・家具什器費・

いそうひ にゅうがくじゅんびきん はいでんせつびひ すいどうせつびひ 移送費・ 入学準備金・配電設備費・水道設備費など)

- \*\* 医療扶助、介護扶助については、収入等により費用の一部又は全部が自己を表する。 
  「はあい はない はない なる場合があります。

#### 2. 保護費のしくみ

保護は原則として世帯を単位として行われます。世帯の状況に応じて、国が決めた最低生活費 (世帯員数、年齢、地域によって異なる。) と 世帯全体の収入 を比べて、足りない分を生活保護費として支給します。

なお、最低生活費には必要に応じて各種加算が付けられます。(「障害者加算」、 にどうよういくかさん かいごほけんりょうかさん ぼしかさん 「児童養育加算」、「介護保険料加算」、「母子加算」など)

#### く保護が受けられる場合>



しゅうにゅう さいていせいかつ v したまか はあい ふそくぶん ほご う 収入が最低生活費を下回る場合、不足分のみ保護が受けられます。

#### <保護が受けられない場合>

#### 最低生活費

#### 

しゅうにゅう きいていせいかつひ うわまわ はあい ほこ っ 収入が最低生活費を上回る場合、保護は受けられません。

## ●生活保護を受ける方の権利●

性がつほご うかた つぎ はんり ほしょう 生活保護を受ける方には、次のような権利が保障されます。

- (1) 条件を満たせば、すべての方が平等に生活保護を受けられます。
- (2) 正当な理由なく、保護費が減額されたり、生活保護を受けられなくなることはありません。
- (3) 受け取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられたり、差押さえられたりすることはありません。
- ※ 申請に対する結果通知の内容に不服があるときは、その決定を知った日の 翌日から起算して、3か月以内に県知事に対して、審査請求 (不服申立)する

## せいかつほ ご う かた ぎ む 生活保護を受ける方の義務(

## 1. 生活上の義務

- atch した のうりょく まう latch しゅうにゅう え 働 ける人は能力に応じて働いて収入を得なければなりません。
- がようき ひと いし し じ まき がょうきりょうよう つと 病気の人は、医師の指示を守り、病気療養に努めてください。
- 立しゅつ せつやく はか せいかつ いじ こうじょう つと
  支出の節約を図り、生活の維持・向上に努めてください。 (パチンコ、スロットマシン、飲酒などでの浪費はいけません。)
- きゅうしょくひ きょうざいひ 給 食費や教材費などはそれぞれの目的のために支給して いるものですから、滞納がないようにしてください。

## かくしゅとどけで ぎ む **2. 各種届出の義務**

型がついて う が すべ しゅうにゅう とと で 生活保護を受ける方は全ての収入を届け出なければなりません。また、生活 ヒょラセュラ ^^カカ 状況に変化があったときにも、必ず届け出をしてください。

った。 次のような場合は、ケースワーカーに届け出てください。

## (1) 収入があったとき

- 5hēh きゅうりょう 賃金・給料、ボーナス、退職金など
  - こうこうせい じゅけんろうにん しゅうにゅう しんこく ※ 高校生や受験浪人のアルバイト収入も申告しなければなりません。
- シょうびょうてあてきん こょうほけんきん ろうさいほけんきん せいめいほけんきん 傷 病 手当金、雇用保険金、労災保険金、生命保険金など
- ねんきん おんきゅう じょうてぁて じょうぶょうてぁて しょうがくきん 年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、奨学金など
- しまく みまいきん いしゃりょう りんじしゅうにゅう た しゅうにゅう 仕送り、見舞金、慰謝料などの臨時 収入、その他あらゆる収入
  - ※ 保護受給中の借金もすべて収入になります。
  - ※ 収入のうち福祉事務所から事前の承認があれば、収入として認定しない 取り扱いができる場合があります。

#### 世帯や生活に変わったことがあったとき (2)

- てかにゅう てんしゅつ しゅっさん しぼう せたいいがすう か 転入、転出、出産、死亡など世帯員数が変わったとき にゅうしょく しつぎょう てんしょく しんがく 就職、失業、転職、進学したとき
- ずらん ちだい か でんきょ でんきょ じぜん そうだん 家賃、地代が変わったとき (転居するときは事前に相談してください。)
- 入院・退院したとき

## くるま しょゆう うんてん 車を所有したり運転することはできません!

生活保護を受けている方は、<u>車を所有したり、ほかの人の車を借りて運転</u> することは認められません。スーパーの買い物などでの使用もできません。

- まいつき ねんりょうひ ふたん 1 毎月の燃料費が負担となる
- 2 車検・自賠責や任意保険加入に費用がかかる
- くるま しゅうりひ とつぜん ししゅつ ふたん 事の修理書は、突然の支出となり負担になる
- 4 事故をおこした場合、医療費が自己負担になる



など、生活に大きな負担となり、最低生活が保てなくなります。

また、保護を受けていない住民から最低生活以上の暮らしをしているとの誤解を 割なことになります。

もし、 軍を所有したり、借りて運転していることがわかった場合は、生活保護の 停止や廃止をすることがあります。

<u>ただし、次の場合などは所有、使用が認められることもあります</u>のでケースワーカーに相談してください。

- 1 自営業(運送業・配達など)に使う場合
- 2 車以外に通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難で、その所有が社会的に適当と認められる場合
- 3 障害者が通院などで、利用し得る公共の交通機関が全くないか、又は こうきょう こうつうきかん りょう くるまいがい つういん 公共の交通機関を利用することができず、車以外に通院などがきわめて Than is an Amarical Transfer にあるい 国際などがきわめて 不難な場合
  - ※ 125cc以下のオートバイは一定の要件のもと保有が認められます。

#### ほ ご ひ ひょうへんかん ひょうちょうしゅう ばっそく ●保護費の費用返還と費用 徴 収・罰則●

#### ひょうへんかん **1. 費用返還**

ではいる。 資力があるにもかかわらず保護を受けたときや次のような場合などには、**既に支給 された保護費の範囲内**で、福祉事務所の定める額を返還しなければなりません。

- ① 土地、建物、車などを売却したとき
- ② 年金や手当などをさかのぼって受給したとき
- ③ 生命保険を解約したり、保険金を受け取ったとき
- するとしている。 そんがはいしょうきん う と までいる。 事故などによる損害賠償金を受け取ったとき
- ※ なお、自立助 長の観点から返還を一部免除できる場合もありますので、 \*\* すがにご相談ください。

## ひょうちょうしゅう ぱっそく 2.費用徴収・罰則

不正な手段(収入がありながら申告しなかったり、少なく申告したときやったの申請など)により保護を受けたり、または他人に受けさせた者は不正受給として、それまで支給された保護費の範囲内で不正受給した額の全額、またはいまである。またははいまである。またははいまである。またはいまである。またははいまである。またははいまである。またははいまである。また、生活保護法や刑法によって厳しく処罰される場合があります。

★支給された保護費の範囲内とは?★ 実際に支給された保護費だけではなく、現物 給付された 医療扶助や介護扶助 等を含みます。 医療扶助については、原則 医療費の 10割が 対象となります。



## <sup>そうだん</sup> しぇん おこな きかん **相談・支援を 行 う機関**●

福祉事務所では、役場など関係機関と一緒になってみなさんが自分たちの力で 生活できるように手助けします。お気軽にご相談ください。

## ちょうそんやくば (1) 町村役場

- こくみんけんこうほけん こくみんねんきん かいこほけんりょう じゅうみんぜい たそうだん だいひょうでんりばんごう・国民健康保険、国民年金、介護保険料、住民税、その他相談 → 代表電話番号せいかつほご ろうじん にゅうしょ しんだいしょうがいしゃふくし そうだんとう ふくしたんとうか・生活保護、老人ホーム入所、身体障害者福祉の相談等 → 福祉担当課

		ムバが、 対体性 日 日 個位の 10 成分		10 11111111
	ちょうそんめい 町村名	だいひょうでんりばんごう 代表電話番号	あくしたんとうか 福祉担当課	でんわばんごう 電話番号
1	恩納村	098-966-1200	ふくしけんこうか <b>福祉健康課</b>	098-966-1207
2	ぎのざそん 宜野座村	098-968-5111	けんこうふ くしか <b>健康福祉課</b>	098-968-3253
3	金武町	098-968-2111	<sup>ほけんあくしか</sup> 保 <b>健福祉課</b>	098-968-3559
4	読谷村	098-982-9200	ふくしか 福 <b>祉課</b>	098-982-9209
5	ゕでなちょう 嘉手納町	098-956-1111	ぁ < しゃ 福祉課	098-956-1111
6	5ゃ たん ちょう 北 谷 町	098-936-1234	<sup>ふくしか</sup> 福祉課	098-936-1234
7	北中城村	098-935-2233	あくしか <b>福祉課</b>	098-935-2233
8	なか ぐすく そん 中 城 村	098-895-2131	<sup>ふくしか</sup> 福祉課	098-895-1738

しゃかいふくしきょうぎかい しょうがいしゃ こうれいしゃとう きんせんかんり ふくし そうだん (2) 社会福祉協議会…障害者や高齢者等の金銭管理、福祉サービスの相談など

	名称	でんわばんごう 電話番号	住 所
1	まんなそんしゃかいふくしきょうぎかい 恩納村社会福祉協議会	098-966-1193	おんなそんあざれんな 恩納村字恩納6302
2	ぎのざそんしゃかいふくしきょうぎかい 宜野座村社会福祉協議会	098-968-8979	ぎのさそんあさそけい 宜野座村字惣慶1898
3	き んちょうしゃかいふくしきょうぎかい 金武町社会福祉協議会	098-968-3310	きんちょうあざき か 金武町字金武1842
4	よみたんそんしゃかいふくしきょうぎかい 読谷村社会福祉協議会	098-958-2939	よみたんそんあざざ き み 読谷村字座喜味2975
5	かでなちょうしゃかいふくしきょうぎかい 嘉手納町社会福祉協議会	098-956-1177	かでなちょうあざみずがま 嘉手納町字水釜447-1
6	ちゃたんちょうしゃかいふくしきょうぎかい 北谷町社会福祉協議会	098-936-2940	5ゃたんちょうあざよしはら 北谷町字吉原26ー6
7	きたなかぐすくそんしゃかいふくしきょうぎかい 北中城村社会福祉協議会	098-935-4520	きたなかぐすくそんあざちゅんじゅん 北中城村字仲順451
8	なかぐすくそんしゃかいふくしきょうぎかい中城村社会福祉協議会	098-895-4081	守くずくみあざる き 中城村字安里187-1

#### (3) その他相談先

( ) C ) IS					
	名 称	でんりばんごう 電 <b>話番号</b>	住 所	きったんないよう 相談内容	
1	コザ発金事務所	098-933-2267	沖縄市胡臺2-2-52	学会の諸届出・相談等	
2	名護年金事務所	0980-52-2522	名護市東江1-9-19	なんきん しょとどけて そうだんなど 年金の諸届出・相談等	
3	<b>ミテラス</b> 洋縄	050-3383-5533	那霸市楚辺1-5-17 2•3F	債務・不動産相談など	
4	がきなかけんしゅうしょく せいかつし えん 沖縄県就職・生活支援		####################################	じゅっせいかつしまれ しゅうろう 自立生活支援 、就労	
	パーソナルサポートセンター中部	098-923-0881	<b>冲樋巾</b> 美原1-11-3	支援の相談など	

# MEMO

